

11月23日

の土曜開庁は
お休みします

11月23日(勤労感謝の日)は祝日にあたるため、土曜開庁業務はお休みさせていただきます。ご不便をおかけしますが、ご理解をお願いします。



☎総務課 庶務担当
☎内線 2 1 2

参議院埼玉県選出議員補欠選挙

日時 10月27日(日)

午前7時～午後8時

親子連れ投票は子どもの将来の投票につながります。
是非お子さんを連れて投票所へお越しください。

投票できる方

- 年齢：平成13年10月28日までに生まれた方
- 住所：令和元年7月9日までに町の住民基本台帳に登録されていて、引き続き3か月以上町内に住んでいる方

▼期日前投票

期間 10月11日(金)～10月26日(土)

※土日祝日も投票できます。

時間 午前8時30分～午後8時

場所 役場2階203会議室

☎越生町選挙管理委員会 ☎内線 2 1 2 ・ 2 1 6



国民健康保険証は届きましたか

国民健康保険の保健証は毎年更新されます

10月1日からご使用いただく新しい保険証を9月中旬に「簡易書留」で送付しました。新しい保険証は、記載内容を確認し、10月1日からご使用ください。有効期限が切れた古い保険証は、ハサミで切るなど悪用されないように破棄するか、町民課まで返却してください。

新しい保険証を受け取れなかったみなさんへ

お届けの際、不在などの理由により受け取ることができなかった方の保険証は、役場町民課でお預かりしています。受け取りに來られる際は、古い保険証と本人確認書類(免許証・パスポート等)をお持ちください。※都合により受け取りに來られない方は、必ず☎へご連絡をお願いします。
保険証の有効期限を翌年7月31日までに変更しました
来年度から保険証と高齢

者受給者証を一体化するため、有効期限を変更しました。次に該当する方は手続きが必要で

該当する方は町民課国保年金担当までお越しください。

○国民健康保険に加入のまま会社などの保険証をお持ちの方
国民健康保険証、会社などから発行された保険証、印鑑、本人(届出者)の確認ができるもの、個人番号(マイナンバー)の確認ができるもの

○会社などを辞め、他の健康保険にも国民健康保険にも加入されていない方
持ち物 会社などを辞めた日がわかる証明書(退職証明書、離職票など) 印鑑、本人(届出者)の確認ができるもの、個人番号(マイナンバー)の確認ができるもの

☎町民課 国保年金担当
☎内線 1 2 1 ・ 1 2 2

ハイキングのまちおごせ健康長寿プロジェクト 健康長寿講座

あなたががんと言われたら

～がんと言われて考えること・すべきこと～

子宮頸がん・体がんなど、婦人科のがんについてもお話しします

日時 10月30日(水)午後2時～3時30分 場所 中央公民館集会室

対象 町内在住で20歳以上の方 ※マイレージ対象事業(10ポイント)です。

講師 横田治重氏(埼玉県立がんセンター副病院長兼地域連携・相談支援センター長)

☎保健センター ☎2 9 2-5 5 0 5



生活環境をより良くするために取り組みましょう

まちづくり整備課からのお知らせ

食品ロスを減らしましょう

『食品ロス』とは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。日本では年間約643万トンもの食品ロスが発生しており、世界全体の年間食料援助量の1・8倍に相当します。国民一人当たりで考えると、毎日お茶碗1杯分、年間約51kgの食品を捨てる計算です。食品ロスの約半分は家庭から出ているため、みなさま一人ひとりが食品ロスを出さないライフスタイルを実践していただくことが大切です。

今すぐ始められること

- ・ 買い物では、必要なものを必要な量だけ購入することを心がけましょう。
- ・ 調理では、無駄なく食材を使いきりましょう。
- ・ 外食では、食べきれる量を注文し美味しく食べきましょう。

・ 宴会では、お開き前の15分間を『食べきりタイム』として料理を楽しむ時間を設けましょう。

一人ひとりが「もったいない」の気持ちを持って、食品ロスを減らしましょう。

自動販売機を設置・管理している方へ

回収容器を設置しましょう

自動販売機を設置・管理している方は、越生町環境保全条例に基づき、飲料の空き缶やペットボトルなどを回収するための容器を設置する義務があります。また、回収容器を適正に管理し、常にその周辺に空き缶やペットボトルなどが散乱しないように努めなければなりません。回収容器を設置することにより、町内のポイ捨てが減り環境美化につながります。みなさんのご協力をお願いします。

浄化槽を利用しているみなさまへ

浄化槽をお使いの方は、「清掃」(年1回以上)・「保守点検」(年3〜4回)・「法定検査」(年1回)が義務付けられています。浄化槽は微生物の働きで汚水を浄化して、きれいな上澄みを消毒して流す装置です。3つの義務を果たして、浄化槽の機能を十分に発揮できるように努めましょう。

○清掃(越生町許可業者)

- (有)清水設備工業所(鳩山町 TEL 296-1610)・(有)新東(毛呂山町 TEL 294-6349)・毛呂山清掃(毛呂山町 TEL 294-0459)・(有)安川商事(毛呂山町 TEL 294-4411)

○保守点検業者

県水環境課ホームページまたは東松山環境管理事務所(TEL 0493-23-4050)にお問い合わせください。

○法定検査

(一社)埼玉県環境検査研究協会(TEL 048-649-1511)

合併処理浄化槽に関する補助制度

合併処理浄化槽設置費補助金
対象 公共下水道認可区域と農業集落排水処理区域を除く町内全域で、自ら居住する住宅に補助指針に適合する合併処理浄化槽(環境配慮型浄化槽の適合機種に限る)を設置する方
補助金額(上限)

種別	転換(入れ替え)		
	5人槽	7人槽	10人槽
人槽区分	5人槽	7人槽	10人槽
設置費	41万	49万	62万
	2千円	4千円	8千円
処分費	9万円	9万円	9万円
配管費	15万円	15万円	15万円

※工事着工前に申請してください。

※設置後は浄化槽法第7条

・11条に基づき法定検査を必ず受検してください。

※町税の滞納がある場合は、補助金を交付できません。
合併処理浄化槽維持管理費補助金
対象 公共下水道認可区域と農業集落排水処理区域を除く町内全域で、自ら居住する住宅に設置された合併処理浄化槽(10人槽以下)を適正に維持管理している方

対象経費 保守点検費用と法定検査手数料を合計した金額(町に申請する日の前日から過去1年間のもの)
補助金額 対象経費の2分の1の額で、上限1万円(千円未満切り捨て)

※昨年度申請した方も申請できます。

※町税の滞納がある場合は、補助金を交付できません。

まちづくり整備課 生活環境担当 TEL内線157